芽室町行政経営ポリシー

意識知識組織

令和元年5月 芽 室 町

第 1 ポリシー策定の 背景と考え方

1 芽室町行政経営ポリシー策定までの経過

「行政改革から行政経営へ」

芽室町では、昭和61年度に第1次芽室町行政改革大綱を 策定し、第9次芽室町行政改革大綱が平成30年度に終期と なるまで、33年間に渡り、行政改革を進めてきました。

行政改革大綱策定の背景には、1980 年代に生じた、2度 の石油危機による税収減・景気対策のための公共投資拡大・ 福祉国家を目指した社会保障関係費増などによる、国の財政 危機が起因となっています。国は財政再建のため地方行政改 革大綱を策定し、各自治体へ行革大綱の自主的策定を自治事 務次官通達しました。

このような流れから、芽室町においても第 1 次芽室町行 政改革大綱を策定し、小さな政府を目指す国の動きに連動し、 簡素化や合理化等を目的に行政改革は進められてきました。

しかし、地方分権等の流れや各自治体の独自性を発揮する時代へと転換してきたことから、芽室町においては、平成31年度から「行政改革から行政経営へ」と、発想を転換し、第5期芽室町総合計画(以下「5期総」という。)を実現するための土台(組織)づくりに取り組むこととし、内部管理に特化した芽室町行政経営ポリシー(以下「ポリシー」という。)を策定することとしました。

2 推進期間

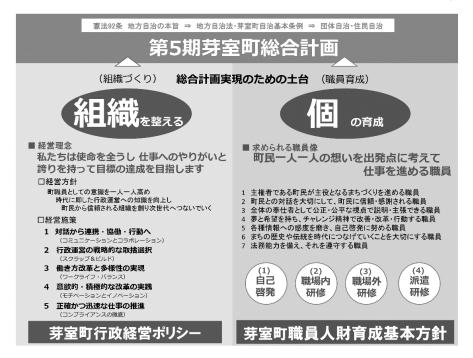
5期総の目指すべきまちの将来像を実現するためにポリシーを策定することから、芽室町総合計画の前期・後期実施計画期間の平成31年度から8年間を推進期間とします。

3 進捗管理と見直し

北海道大学公共政策大学院との連携協定及び芽室町庁議規則に規定する管理庁議において、進捗管理及び見直し等を行います。

4 ポリシーの位置付け

5期総実現のための土台づくりとして「組織づくり」(芽室町行政経営ポリシー)と「職員育成」(芽室町職員人財育成基本方針)を両輪で進めていきます(下記イメージ図参照)。



第2 原理原則と 経営理念

1 原理原則

「町民一人一人の想いを出発点にまちを創る組織の構築」

ポリシーの推進にあたり、その原理原則は、日本国憲法第92条、地方自治法、芽室町自治基本条例とします。

また、憲法に規定する「地方自治の本旨」は、団体自治と住民 自治の2つの要素であり、この本旨に基づき地方自治法に規定 されている「行政運営の自主性と総合性」を体現するための理念 とします。

ポリシーは、庁内管理の指針として、改革から経営に発想を転換した趣旨とします。

2 経営理念

「私たちは使命を全うし、仕事へのやりがいと誇りをもって 目標の達成を目指します」

芽室町役場職員は、「対話・信頼・行動」の考え方を基本 とし、芽室町自治基本条例第28条に規定する「職員の責務」 を全うします。

芽室町職員一人一人は、組織の貴重な財産であり、それぞれの個性や特長を生かし認め合い、総力を結集させ「チーム」として、安定的で強固な持続可能な組織を創ります。

第3

経営方針と柱

1 経営方針

「町職員としての意識を一人一人高め 時代に即した行政運営への知識を向上し 町民から信頼される組織を創り次世代へつないでいく」

- (1)職員は、法令等を遵守し、正確かつ迅速に仕事を進める意識を常に高めます。
- (2)職員は、急速に変化する時代に対応し、必要な情報の 収集及び自己啓発に努め、知識を向上させ前例にとらわ れることなく、柔軟な発想により創意工夫のもと仕事を 進めます。
- (3)職員は、町民とのコミュニケーションを大切に、常に町民視点に立って仕事を進め、町民から信頼される組織を創り、次の世代の職員へ継承していきます。

2 経営の柱

(1) 対話から連携・協働・行動へ~ コミュニケーションとコラボレーション

芽室町役場は、「対話」をスタートに物事を進めていきます。職場内における対話から、職員間でお互いの考え方等を 共有し、職場内の横の「連携」を実現していきます。職場内 での連携から、町民や各種団体、企業との「協働」など、ま ちづくりへの「行動」へ進化させていきます。

- ・朝礼、おはようございますメール、絆談義
- ・ビジョン共有する場の創設など

(2) 行政運営の戦略的な取捨選択 ~ スクラップ&ビルド

多様なニーズへの対応の中で、年々業務は増えています。 限られた人員・予算で、最小の経費で最大の効果を生み出す ために、スクラップ&ビルドを意識し、業務の棚卸しと再構 築を進めます。

また、事業選択と同時に、より時代に合った組織・機構と 職員定数のあり方の再考・精査、民間活力の活用、稼ぐ行政 への意識など、より効果的・効率的な行政運営を進めていき ます。

- ・組織機構の見直しと職員定数管理
- 民間活力の積極的な活用
- ・収入確保を意識した行政運営など

(3) 働き方改革と多様性の実現 ~ ワーク・ライフ・バランス

時代の流れに合わせ、より効率的な働き方へ進化させ、職員の「時間を生み出します」。その時間は、対話やクリエイティブな時間、さらには、より適正な事務処理に活用します。また、ワークライフバランスの実現により、趣味や家族、まちづくり等の時間を充実させていきます。

さらには、子育てや介護、障がいなど、多様な境遇に置かれている職員が、充実した環境で仕事に向き合う職場を実現します。

- 時代に即した最新技術等の研究・導入 (モバイルパソコン、RPA: Robotic Process Automation 等)
- ・イクボス宣言の実施、推進など

(4) 意欲的・積極的な改革の実践~ モチベーションとイノベーション

職員が夢と希望を持ち、失敗を恐れずチャレンジ精神で改善・改革・行動できるように、各種制度・研修等を充実させます。職員がアンテナを広く張り、見聞や人的ネットワークを広め「イキイキ」「ワクワク」と仕事に向き合う組織を実現していきます。

- 職員提案制度、小集団活動の推進
- ・チャレンジ企画提案型研修の実施など

(5) 正確かつ迅速な仕事の推進~ コンプライアンスの徹底

町政が町民の信託によるものであることを認識し、法令等を遵守し、公平かつ公正に職務を遂行することで、町民の信頼を確保します。公平・公正・正確・迅速な仕事を進めるために、芽室町職員人財育成基本方針に基づき、目標設定・業務遂行・振り返り・業務改善のサイクルを推進していきます。

・芽室町職員人財育成基本方針の推進